

下諏訪南小学校 創立50周年記念事業実行委員会 会則

(名称)

第1条 本委員会は、下諏訪南小学校創立50周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、下諏訪南小学校（以下「南小」という。）が創立されて50周年という節目を記念して、これまでの南小の歴史を振り返り、感謝するとともに、新たな歩みへの機運の醸成および取組の推進を図るため、南小創立50周年記念事業（以下、「50周年事業」という。）を計画の立案から運営までを目的して設置する。

(基本方針)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、南小に在籍する児童、保護者、職員及びその他南小関係者の協力のもとに事業を実施する。

(事業)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の号に掲げる事業を行う。

- (1) 50周年事業の実施計画の策定
- (2) 50周年事業の実施に関すること
- (3) 50周年事業の総括に関すること
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(役員)

第5条 実行委員会は、次の各号の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 会計 若干名

2 委員長は、50周年々次に下諏訪南小PTAに在籍する保護者の中から、同在籍のPTA三役経験者と校長の推薦により候補者を選出し、下諏訪南小PTA総会にて承認を得る。

3 前項の委員長以外の役員は、委員長と校長の協議によりに選任する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 事務局長および事務局次長は、第13条第3項及び第4項に準ずる。
- 4 書記は、実行委員会の運営を補佐し、議事を正確に記録する。
- 5 会計は、実行委員会の運営を補佐し、実行委員会の金銭の出納、会計を報告する。

(任期)

第7条 役員の任期は、第17条第1項に基づき実行委員会が解散するまでとする。

(実行委員会)

第8条 実行委員会は、役員および委員によって構成する。

- 2 実行委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない理由ため実行委員会に出席できない委員は、委員長にあらかじめ委任状を提出することができ、実行委員会には出席したものとみなす。
- 4 委員長は、実行委員会の議長となる。
- 5 議事は、出席者の過半数以上の同意をもって決定し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の改廃に関すること
 - (2) 実施計画及び事業報告に関すること
 - (3) 収支予算及び決算に関すること
 - (4) その他実行委員会の運営に必要な事項に関すること
- 7 会則の制定は、南小PTA総会にて審議し、承認を得る。
- 8 委員長は、必要に応じて、実行委員会に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委員)

第9条 実行委員会の委員は、保護者、職員及び南小関係者の中から、必要に応じて募集する。

- 2 委員は、一部の役員を除き、第12条第1項の専門部及び第13条第1項の事務局のいずれかに加入するものとする。
- 3 委員の募集、委嘱及び各部、局への配属は第14条第4項に準ずる。

(顧問)

第10条 第4条の事業を円滑に実施するため、実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員長と校長の協議により選任する。
- 3 顧問は、委員長の求めに応じ、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

(会計監査)

第11条 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

(専門部の設置)

第12条 第4条の事業を具体的に進めるため、実行委員会に次の各号の専門部を置く。

- (1) 式典部
- (2) 記念事業部
- (3) 記念誌部
- (4) 財政部

- 2 前項各号の専門部長は、委員長と校長の協議により役員から各1名選任する。
- 3 副部長は、各部長が若干名指名する。
- 4 部員は、第9条第3項に基づき配属される。
- 5 部長は、部を代表し、部務を総理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 7 会計は、部の会計を報告する。
- 8 各専門部は計画及び予算を立案し、実行委員会で承認されたものに基づき各事業を実施する。
- 9 第1項各号の専門部のほか、必要に応じ、第14条の代表者会の承認を受け、その他の専門部を設置することができる。この場合、新たに設置した専門部は、第1項各号の専門部の例により運営する。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を担う機関として事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は、局を代表し、局務を総理する。
- 4 事務局次長は、局長を補佐し、局長に事故のあるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、局の会計を報告する。
- 6 事務局は次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 実行委員会の運営に係る庶務
- (2) 実行委員会予算の執行に関する事務
- (3) 物品の保管その他出納に関する事務
- (4) 50周年事業の広報に関する事務
- (5) Sボラ登録制度の運用管理に関する事務
- (6) その他実行委員会が必要と認める事務

(代表者会)

第14条 各専門部との連絡調整及び事業の進捗確認等を行うため、実行委員会に代表者会を置く。

- 2 代表者会は、役員（会計監査を除く）にて構成する。
- 3 代表者会は、委員長が代表し、会務を総理する。
- 4 代表者会は、委員の募集、委嘱及び各部、局への配属について審議し決定する。
- 5 代表者会は、事業計画および収支予算が実行委員会に承認される以前に、実施する必要が生じる事業および収支について決議し、執行することができる。
- 6 委員長は、必要に応じて、代表者会以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(スポットボランティア)

第15条 スポットボランティア（以下、「Sボラ」という。）は、50周年記念事業において、一部の業務を協力してもらうものである。

- 2 Sボラは、登録制度を設け、随時募集および登録をする。
- 3 Sボラに登録を希望する者（登録は原則、保護者および南小関係者とする。）は、氏名、連絡先その他必要事項を明記のうえ、事務局へ登録を申し込むものとする。
- 4 実行委員会は、Sボラに協力を依頼することができる。また、Sボラは、可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 Sボラは、実行委員会には属さないものとする。

(財務)

第16条 50周年事業にかかる経費は、南小PTA記念基金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計は、実行委員会が発足された日に始まり、決算報告の承認をもって終了する。
- 3 収支予算案が承認される以前の収支については、代表者会の決議より執行し、収支予算案と決算報告にて報告する。
- 4 収支予算の担当部局間の流用を必要とするときは、代表者会の承認を得て行うことができる。

(解散及び残余財産の処分)

第17条 実行委員会は、第2条の目的を達成した後、速やかに事業報告及び決算報告を行い、任期満了に伴い解散する。

2 実行委員会が解散した後、その残余財産は、南小PTAに帰属するものとする。

(附則)

第18条 この規約は2019年4月17日より適用する

2 この会の運営において、さらに細則が必要な場合は別途事務局内規に定める。

(下諏訪南小学校 創立50周年記念事業 実行委員会組織図)

